

平成 22 年 1 月 12 日 教育・情報室会議承認

平成 22 年 1 月 15 日 総長裁定

大阪大学学生支援ステーション設置要項

(設置)

第 1 条 大阪大学に、学生生活相談、進路相談及び障害学生支援（以下「学生支援等」という。）の体制を充実させ、学生の人間的な成長を総合的に支えるため、大阪大学学生支援ステーション（以下「学生支援ステーション」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 学生支援ステーションは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活上の悩み及び問題に関する相談への対応
- (2) 学生の進路・就職に関する相談への対応
- (3) 障害又は慢性疾患を有する学生に関する相談への対応及び支援
- (4) 学生支援等に関わる調査及び研究
- (5) 学生・教職員に対する学生支援等のための教育及び啓発
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学生支援等に関し必要な事項

(ユニット)

第 3 条 前条各号の業務を行うため、学生支援ステーションに次のユニットを置く。

学生生活相談ユニット

進路相談ユニット

障害学生支援ユニット

2 各ユニットは、業務を遂行するに当たり、他のユニットと密接な連携を図るものとする。

(学生支援ステーションの構成)

第 4 条 学生支援ステーションに、統括リーダー、サブリーダー及び各ユニット担当者を置く。

- 2 統括リーダーは、大阪大学の専任教員のうちから教育を担当する理事が指名する者をもって充てる。
- 3 統括リーダーは、学生支援ステーションの業務を統括する。
- 4 サブリーダーは、学生支援ステーションの各ユニット担当者のうちから統括リーダーが指名する者をもって充てる。
- 5 サブリーダーは、統括リーダーを補佐し、統括リーダーに支障のあるときは、その職務を代行する。
- 6 各ユニット担当者は、大阪大学の専任教員その他必要な職員で構成する。
- 7 各ユニット担当者は、統括リーダーの命に従い、学生支援ステーションの業務に従事する。

(学生支援ステーション運営会議)

第5条 学生支援ステーションに、学生支援ステーションの業務等について審議するため、学生支援ステーション運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 学生支援ステーションに関する事務は、関係部局の協力を得て、学生部学生・キャリア支援課で行う。

(プライバシー等の保護)

第7条 学生支援ステーションの構成員及び運営会議の関係者は、相談及び支援に関係する者の人権及びプライバシーに十分配慮し、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その任務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、学生支援ステーションに関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成22年1月15日から施行する。

2 大阪大学障害学生支援室に関する内規（平成21年1月14日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。